

第3回海外研修団（F3）報告

——アジア諸国・地域の知的財産事情の研修——

第3回海外研修団（F3）*



目次

1. はじめに
 - 1.1 研修団の構成
 - 1.2 日程
2. 台湾
 - 2.1 台湾概要
 - 2.2 各訪問機関の報告
3. 韓国
 - 3.1 韓国概要
 - 3.2 各訪問機関の報告
4. 中国
 - 4.1 中国概要
 - 4.2 各訪問機関の報告
5. おわりに

1. はじめに

当協会研修企画委員会により企画された2005年度日本知的財産協会海外研修F3コースが、10月19日（水）から10月29日（土）までの11日間の日程で行われた。参加者（第3回海外研修団）より報告を行う。

訪問先は、アジアの中でも知的財産活動にめざましい発展・改革が続いている中華人民共和国（以下「中国」という）、大韓民国（以下「韓国」という）、中華民国（以下「台湾」という）、とした。これら、訪問先の知的財産の情報、経済・文化などに直接触れることを通じて、知的財産事情を身近なものとして捉え、今後の

* The JIPA Overseas Study Tour Group F3 ('05)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

実務に役立てることを主目的とした。

今回の研修において、知的財産権関係官庁、裁判所などの公的機関に加え、企業側の知的財産権に対する取り組みの実情を理解するために民間企業を1社訪問した。更に、知的財産制度・運用面の実態をより理解する目的で、特許・法律事務所を訪問した。

研修団の構成、日程を紹介した上で、各訪問先に分けて、知的財産権に対する取り組みの実情、知的財産制度・運用面の実態を報告する。

1. 1 研修団の構成

団 長：土井 英男

(日本知的財産協会 事務局長)

Aグループ (中国担当)

リーダー：萩島 盟一 三菱電機(株)

メンバー：林 裕晃 協和醸酵工業(株)

樋田 治三 花王(株)

安田 徹夫 平木国際特許事務所

中村 孝夫 味の素(株)

青沼 利興 (株)トプコン

加藤 親久 (株)帝人知的財産センター

岩崎 秀人 JFEスチール(株)

Bグループ (韓国担当)

リーダー：高橋 謙一 住友電工知財テクノセンター(株)

メンバー：兼子 直久 兼子国際特許事務所

山本 広 大日本スクリーン製造(株)

野坂 和人 (株)アドヴィックス

木谷 文彦 (株)豊田自動織機

狩谷 幹夫 日本ガイシ(株)

川島 博成 (株)神戸製鋼所

田中 和男 日東電工(株)

加藤 浩一 (株)トヨタテクノサービ
ス

大谷誠一郎 ダイキン工業(株)

金高 善子 新樹グローバル・アイ
ピー特許業務法人

Cグループ (台湾担当)

リーダー：三好 晴雄 ダイセル化学工業(株)

メンバー：松島 尚司 栗田工業(株)

河村 邦明 特許業務法人はるか国
際特許事務所

土屋 潤一 HOYA(株)

沖田 直幸 東京エレクトロン(株)

相浦 秀樹 出光興産(株)

大仲 通弘 日本ゼオン(株)

鈴木 一如 (株)荏原製作所

事務局：露木 育夫

(日本知的財産協会 研修グループリーダー)

1. 2 日 程

10月19日 (水) 成田, 関西, 名古屋から出発

10月20日 (木)・21日 (金) : 台湾

10月24日 (月)・25日 (火) : 韓国

10月27日 (木)・28日 (金) : 中国

10月29日 (土) 成田, 関西, 名古屋に帰国

2. 台 湾

2. 1 台湾概要

台湾の専利法(特許法・実用新案法・意匠法)は1949年1月1日に最初に施行され、現行の専利法は2003年6月に改正され、2004年7月1日に施行されたものである。2003年法改正では、特許異議申立制度が廃止され、実用新案制度において無審査登録主義が採用された。

今回の研修では、下記の知財関連機関等を訪問し、権利取得・権利活用等に関する情報収集、意見交換を行った。

2. 2 各訪問機関の報告

2. 2. 1 經濟部智慧財産局

智慧財産局は日本の特許庁に相当する組織で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

あり、専利権（特許権・実用新案権・意匠権）、商標権、著作権や集積回路配置権の知的財産権や営業秘密を管理する専門機関である。専利や商標の出願の審査及び登録とともに、模倣品の取締りや特許技術の仲介等も行っており、知的財産に関する広範な業務を行っている。

知恵財産局の審査体制については、2005年10月現在、内部審査官が270名（定員360名）であり、外部審査官（局外の委託審査官）が約500名である。2007年までに内部審査官を360名に増やし、外部審査官を80名に減らす予定である。内部審査官と外部審査官との初審審査件数の比率は約1：3である。

特許審査の質を向上するための取組みとして、2004年7月1日以降、初審において、拒絶理由があると認められた場合には、必ず拒絶理由通知が行われ、出願人に意見陳述の機会が与えられることになった。さらに、初審段階においても審査官との面談を行うことが可能になった。また、同日以降、請求項ごとに拒絶理由の有無が判断され、拒絶理由通知や拒絶査定において請求項ごとに拒絶理由の有無が示されることになった。尚、毎年USPTOに約30名派遣する等、審査官の質を向上するための取組みも行っている。

日本語で特許出願した場合に日本語明細書に基づいて中国語の翻訳明細書を補正できる否かに関して、実際の訪問前に知的財産局から得られた回答は、①翻訳明細書に誤記がある場合には、日本語明細書を根拠として補正することができる、②ただし、日本語明細書の開示範囲を超えて補正することはできない、③また、実体審査段階に入ると、提出当初の翻訳明細書の開示範囲を超えて補正することはできない、というものであった。しかし、実務的には、個々のケースで適宜判断されているようである。

日本語で特許出願した場合、日本語の明細書等に含まれていなかった発明については、中国

語の翻訳明細書等が提出された日が出願日となる。このため、日本語明細書に含まれていなかった発明に対して特許が認められた場合には、日本語明細書を提出した日と中国語の翻訳明細書を提出した日との間に特許性を否定する事由があれば無効になる。

出願人現地語表記が異なっていたとしても、専利法第23条（拡大先願の規定）の出願人同一の判断に影響を及ぼすことはない。

2003年法改正により「科学原理又は数学の方法」等が不特許事由から削除されたが、「自然法則を利用した技術的思想の創作」でなければ保護対象として認められない点には変わりはなく、これらの項目が不特許事由から削除されたからといって、削除された項目に特許が認められるようになったわけではない。したがって、上記法改正によって、ソフトウェア関連発明の特許性判断の運用が変化することはない。

2. 2. 2 司法院

司法院は1つの最高法院の下に6つの高級法院と19の地方法院とがある。最高法院は日本の最高裁判所に相当する組織であり、民事、刑事及び行政訴訟裁判権、公務員懲戒権、憲法及び法律法規解釈権、司法行政権の権限を有している。専利権侵害訴訟の提起件数は年々増加する傾向にある。

知的財産法院の設立については、2005年10月現在、知的財産法院組織法及び知的財産案件審理法の2つの草案が作成されたところであり、草案に対する公聴会が実施される予定となっている。知的財産法院は高級法院レベルで設置され、民事訴訟の一審及び二審と、刑事訴訟の二審と、行政訴訟の二審とを担当する予定となっている。

専利権侵害に対する刑事罰が廃止されたことにより、付帯民事訴訟手続きを利用することができなくなり、証拠収集負担が増した。また、

刑事罰の威嚇効果がなくなった。なお、特許権侵害に対する刑事罰が廃止された前後で民事訴訟の新規提起件数にほとんど変化がなかった。

侵害訴訟の審理では、知的財産局が侵害鑑定
の正確性を向上させる趣旨で作成した「専利侵害鑑定要点（草案）」が参考にされている。「専利侵害鑑定要点」には均等論の成立要件等についても記載されている。

侵害訴訟では権利の有効性について判断することができない。無効審判によって特許が無効にされない限り、侵害訴訟では特許が有効であることとして審理が行われる。ただし、知的財産法院が設立されたら、侵害訴訟において権利の有効性を判断できるようになる予定である。

侵害行為の立証容易化のための方策としては文書提出命令や証拠保全措置がある。侵害訴訟中には侵害者に対して商業帳簿等の提出を求めることができる。証拠保全は侵害訴訟を提起する前に申し立てることができる。証拠保全が認められるのは証拠隠滅のおそれがある場合であり、証明したい事実を明らかにする必要がある。

また、侵害の立証を容易化するために公証人の公証手続きを活用するとよい。侵害訴訟を提起する前に侵害者に対する警告を行っておくことにより、故意・過失を立証できるようになる。

民事訴訟には営業秘密保護制度があるが、行政訴訟には営業秘密保護制度がない。営業秘密保護対策としては公開審理を行わないことやインカメラ手続きがある。

2. 2. 3 内政部保安警察第二総隊

内政部保安警察第二総隊（保護知的財産権警察大隊）は、2003年1月に知的財産権侵害の取締りを主目的として設立された専門部隊であり、台湾が模倣品対策を重視していることの象徴的存在である。海賊版ソフトや不法コピーの著作権侵害、偽ブランドの商標権侵害等の取締

りを24時間体制で行っている。例えば、①模倣品の製造工場、②インターネットによる模倣品販売、③新聞・雑誌の模倣品販売広告、④露天や夜市での模倣品販売等の摘発を行っている。最近では露天や夜市での販売に代わって、インターネットによる販売が増加しており、ネットパトロール業務が全体の業務の20%を占めているとのことである。また、個人犯罪よりも組織犯罪が中心になりつつあり、犯罪が巧妙化しているとのことである。

内政部保安警察第二総隊については過去のF3コースでも訪問実績がなく、どのような対応をしてもらえるのか不安な点もあったが、実際には、知的財産権侵害の取締りの実情について詳しい説明を聞くことができ、非常に有意義な時間を過ごすことができた。

2. 2. 4 特許事務所

今回は、台湾国際専利法律事務所及び理律法律事務所を訪問した。両事務所からは、知的財産局および司法院での討議事項についてのコメントをいただいた他、台湾の事務所との連携を強化し効率的な出願を行う上での助言・要望をいただいた。尚、台湾国際専利法律事務所には各訪問先との調整や各訪問先での通訳等の点でご協力いただいた。おかげさまで台湾での研修を円滑に進めることができた。

台湾の特許事務所に依頼する場合の留意点：

① 効率的なコミュニケーションを図るために、電子メール、電話会議やテレビ会議を有効に活用したい。

② 日本語明細書の電子ファイルを提供してもらえると、翻訳作業や翻訳後の点検作業を効率的に進めることができる。

③ カタカナから中国語への翻訳は困難であり誤訳を生じやすいので、カタカナには英語を付してほしい。

④ 英文明細書を提供してもらえると、カタ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

カナ用語の翻訳に役立つ。

⑤ 英語から中国語への翻訳の方が翻訳コストを抑えることができるため、コストの観点からは原文明細書として英文明細書を利用した方がよい。

⑥ マルチーマルチ従属等の方式違反は依頼前に解決しておいてほしい。

⑦ 日本に比べて新規性喪失の例外の要件が厳しいことに注意してほしい。

3. 韓 国

3. 1 韓国概要

韓国は、日本、米国、中国に次ぐ特許出願国であり、基礎技術開発への取組み、新技術開発を推進しており、2004年は、特許、実用新案、デザイン（意匠）、商標で合計32万8千件が出願され、中でも、特許は、14万件と数多く出願されている。韓国内からの特許出願数も大企業を中心に多く、知的財産を活用した韓国経済の活性化が進められていると思われる。

日本から韓国への特許出願は2004年1万5千件あり、韓国は身近な国の一つとして、日本企業は今後も韓国の知的財産制度の動向に注意が必要と思われる。

3. 2 各訪問機関の報告

3. 2. 1 韓国特許庁

審査の質を高めるために努力している。2004年はフィリピン、ベトナムを含めたアジア各国がPCT出願の国際調査機関として韓国特許庁を指定した。これは調査精度が良いことの現れである。知的財産の保護は国際水準（TRIPS）を越えて頑張りたいと考えており、デザインのデッドコピーを防止するための法律を整備し、コンピュータプログラム自体を特許にすることも検討している。

2006年10月施行予定の法改正案において、異

議申立制度を廃止し、無効審判制度に統合する。登録後、3ヶ月間は誰でも無効審判の申請が可能であり、その後は利害関係人のみ申請可能である。また、特許・実用新案の出願の公開前にも情報提供ができるように改正する。例えば、プレスリリースなどに記載された出願番号から、注目している競合企業の出願の内容が公開前に分かる場合などを想定している。また実用新案無審査登録制度を廃止し、審査後の登録制度に転換する。

審査において、対応外国出願の審査結果は、参考として確認する程度である。なお、現在は韓国特許庁の1次処理期間が短縮されて外国の審査結果がある場合はほとんどない。

審判において、審判官が審査官による特許拒絶決定等を取り消した案件は、実務的に審査局に差し戻されることが殆どであるが、元来の拒絶理由以外に他の拒絶理由がないことが確実であり、手続きの経済上、審査局に差し戻されることが望ましくない場合、審判官は自らの判断によって特許決定することもできる。

3. 2. 2 特許法院

特許法院は、韓国全土を管轄し、特許審判院の審決又は決定に対する審決取消訴訟を取扱う裁判所である。裁判部は2005年2月から4部となり、各3名の裁判官12名と技術審理官9名で構成されている。

技術審理官は、2005年11月に2名、2006年1月に6名増員する予定である。技術審理官の役割は特許訴訟における裁判官の技術的事項の限界を補佐、補完するためのもので日本の技術調査官の制度に類似している。現在の技術審理官は、全員特許庁勤務歴が5年以上の審査官か審判官とのことであるが、前記11月に任命された2名は特許庁の勤務履歴なしとのことである。

ケーススタディとして、無効審判で特許有効審決がでた場合の対処方法を伺った。審決取消

訴訟を特許法院に提起し、新証拠や理由を提出して争う手段をとるケースと、同様の新証拠や理由に基づき別途特許審判院に無効審判請求する手段をとるケースについて、韓国では、当事者系は証拠について無制限説をとるため（査定系では制限説）、特許法院に提訴して新証拠や理由を提出し主張するのが原則とのことである。特許審判院での特許有効審決確定後に、別途の無効審判請求するには、同一事実、同一証拠でないことの証明が必要であり、審理遅延の虞が懸念されること及び有効審決確定後のため一事不再理の原則により審判時の証拠の利用が制限されること等、別途の無効審判請求には短所がある旨の指摘があった。尚、両方のケースを係属させることは、権利濫用であり、訴えの利益なしと判断される。

現行訴訟手続の流れは、特許審判院、特許法院、大法院となっているが改正案として、特許はこれまで通り大法院に上告、実用新案、意匠、商標はソウル高等法院の上告部を最終審とすることが検討されている。

2004年11月に特許侵害訴訟の控訴審を特許法院で扱うようにする法案が国会に提出されたが、一部の弁護士団体、利益団体からの反対で見送られた経緯があり、地理的な不便もあり近い将来に変更される可能性は少ない。

3. 2. 3 ソウル高等法院

ソウル高等法院では、5,000万ウォン以上の民事事件、刑事事件を担当している。5,000万ウォン以下の民事事件は、地方法院では単独判事で裁判され、その場合の控訴審は、地方法院内の合議体で行われる。ソウル高等法院には150名の裁判官がいる。知財専門部は2階にあり、3名の裁判官で各部を構成している。ソウル高等法院では第4、5部が、ソウル地方法院では第11、12、13部が知財専門部である。なお、他の地域の高等法院には、知財専門部は無い。

弁論準備手続など、あらゆる手続で説明の機会が与えられる。特許、実用新案を使って作った製品を、裁判官に見せることもできる。複雑な案件については技術説明会を開催している（実際には、ほとんどのケースで技術説明会が開催される）。技術説明会は、通常、2～3時間かけて行われる。技術説明会での裁判官の説得が判決に大きな影響を与える。米国のディスクバリーのような証拠開示制度は無いが、証拠保全、証拠提出命令などで、それに近い形を取っている。なお、技術説明会は、意匠や商標の事件では行われず、裁判では、権利の濫用がある場合には、権利の保護を否定することもある。

外国企業に和解を勧めても、スムーズに行かない。当事者が外国企業であると、韓国代理人との連携がスムーズに行かず、和解され難い。また、韓国企業vs外国企業の訴訟のケースで和解を勧めると、韓国企業に有利になるのではとの疑問から外国企業が断るケースが多い。

権利範囲確認審判の審決は参考にはするが、異なる判断を下すこともある。特許法院と高等法院とで判断が異なれば、大法院へ上告して判断を仰ぐことができる。

韓国特許庁から2人の技術審議官が派遣されている。技術審議官は、当事者に質問したり、審理に参加することは無い。但し、技術説明会には参加させ、裁判官に技術審議官の意見を報告させている。技術の理解には、技術審議官が必要であるが、法律判断は裁判官が行う。

外国の類似した判決を参考にする場合が多い。当事者が提出した外国の判決については検討している。また、裁判官自らが独自に、日本、米国、ドイツの判決をインターネットで検索し、検討することもある。なお、言語の問題もあるので、日本、米国、ドイツ以外の国の判決は参照しない。

3. 2. 4 三星電子

水原市にあるデジタルメディア研究所を訪問した。三星電子では、事業分野（部門）毎にIPチームが組織され、事業部門単位の出願戦略や外国出願戦略、費用、人事を管理している。ソウル本社には法務、IP企画部門、商標担当チームがあり、全社的な出願の基本方針や代理人の管理を行っている。三星電子全体では約300名の知財部員が所属しているが、今回対応頂いたデジタルメディア部門のIPチームには約60名が所属しており、約2割は弁理士、米国弁理士等の資格保持者とのことであった。

特許出願手続きは、発明者が「特許発明申告書」を提出して、特許審議委員会（知財部員、研究者、プロジェクトリーダー等からなる）により特許性を判断した上で、国内外出願の要否を決定している。出願件数については、過去、競争相手と出願件数を競ったこともあったが、ここ3～4年前から件数競争は止め、自社の製品に活用できる意味ある特許を出願するようになった。今後は外国出願、特に中国出願の件数が増えると予想しており、重要な出願については、特許庁との面接を多用している。また日本出願に関しては審査期間が長いので、他国の審査状況を見て審査請求の要否を決定する場合もある。

IPチーム内の教育は、新人教育や実務的な教育、海外研修等を行っており、資格取得も励行している。また発明者の教育は、段階的に教育を行っており、特に幹部社員へ昇進時には、かならず知的財産関連の教育を受けることを義務付けている。

補償制度については、出願時、登録時および特許が登録され活用されて収入があった場合、補償している。発明の対価に関する裁判は、1～2件あるとのことであった。

3. 2. 5 特許・法律事務所

金&張法律事務所と特許法人KOREANAを

訪問した。金&張法律事務所は、知財部門計529名、一般法律部門1,007名を擁しており、弁理士・弁理士の数は韓国国内最大である。特許法人KOREANAは、計164名を擁しており、韓国国内有数の特許事務所である。

翻訳作成において、英文翻訳原稿・和文翻訳原稿の対比では、基本的に和文原稿を用いて、英文を補助として使うことが好ましい（理由：和文原稿は、文章書構造がハングルと類似、用語選択が容易、翻訳費用が安い、原文忠実度が高い。英文原稿は和文カタカナ標記の場合の内容把握等に有用）。

その他に誤訳を無くすために有効な手段は以下の通り。①長い文章より短い文章で②紙媒体でなく電子データで③翻訳には時間的余裕をもって④該当分野専攻者による翻訳及びチェック⑤ハングル翻訳が難しい用語は原文併記（特に先端技術分野）⑥出願前の翻訳チェック⑦PCTよりはパリルートを通じた出願（パリルートの場合は韓国出願実務に合った形式等の補正ができる。）

大法院判決（大法院2000.7.28宣告97フ2200判決）により、5つの均等侵害の成立要件が示された。このうち「課題解決原理の同一性（両発明における技術的思想乃至課題の解決原理が同一であるか）」において、（1）置換される構成要素が特許発明において「非本質的」構成要素であるという条件がない点と（2）置換容易性の判断時点を明示していない点が日本のボールスプライン最高裁判決と異なっている。

近年ソウル地裁の判断が厳しくなっていることから、他の地方裁判所で訴えられる事件が増えている。権利者は仮処分申請をすることが多いが、長引く傾向があり、必ずしも迅速な権利保全が行われているとは言えない状況である。

4. 中国

4.1 中国概要

中国は、世界貿易機関（WTO）への加盟に前後して、2000年に専利法（特許，実用新案，意匠）の二次改正，2001年に商標法の二次改正および著作権法の施行を行い，2005年に刑事罰の強化を行う等，知財権の保護政策を強化している。現在進めている専利法の第三次改正の動向も注目されている。

訪問団は，このような中国の現状に直接触れることと，過去のF3コース研修で果たせなかった司法機関（人民法院）への面談を目的に，訪問先を設定した。

4.2 各訪問機関の報告

4.2.1 北京市知識産権局（AAPA）

AAPAは，北京市政府が北京市において知的財産を管理する部門である。AAPAの主な業務は，①北京市涉外知的財産権に関する事務（取締り等），②専利法その他関連法規の宣伝と普及等である。最近では，北京市専利保護と促進条例の作成（2005年10月1日より施行）等を行ったが，中でも，フォーラムの開催，バス・地下鉄への広告，小中学生教育用の資料作成等，上記②についてはかなり力を入れており，印象的であった。北京市には，知的財産モデル学校もあるとのことである。

AAPAでは，展示会主催団体と共同で，①知的財産に関する知識の指導，②特許の検索，③権利侵害のクレーム受付等の活動も行っている。2006年からは，この活動を，特許だけでなく商標・著作権にも広げる予定である。

北京市で専利権の侵害紛争が発生した場合，AAPAに取締りを申請することができ（商標は扱わない），決断に不服がある場合は，15日以内に行政訴訟を提起することができる。

AAPAによる行政処理を，裁判所での訴訟と比較すると，①権利侵害のみを扱う，また侵害を中止する命令しか出せない，②強制執行，財産保全・証拠保全ができない，③期間は裁判所より短い（4～6ヶ月）等の違いがある。なお，2000年から2004年の間に全国の裁判所が処理した知的財産権に関する案件は1,710件で，1,948人が処分されている。これらの中では商標権侵害に関するものが最も多く（83%），技術秘密侵害に関するものがそれに続く。

模倣品に関して，AAPAでは，商店の審査を行う（訪問時60店が合格）等，主に専利権に沿った取締りを行っている。この活動により，模倣品は25%から2%に減少した。

なお，法律・特許事務所の話では，模倣品への対応方法には行政措置と訴訟があり，行政措置の方が安価（申請費用不要等）で迅速だが政府機関に賠償命令を下す権限はなく，侵害であるか否か判断が難しい場合には訴訟の方が好ましいとのことである。

4.2.2 国家知識産権局（SIPO）

SIPOは，専利権（特許権，実用新案権，意匠権）を管轄する。中国への特許出願は，毎年30%増加し審査が滞留していた。1988年には，審査請求があってから登録までの審査期間が60ヶ月になったが，SIPOは2000年以降，審査官の増員（300人/年，現在1,700人），審査自動化システムの構築および手続きの簡素化を進め，2003年が32ヶ月，現在が24ヶ月と，確実に審査期間は短縮されている。意匠出願は，無審査であり，一般に出願後6～8ヶ月で登録となる。

専利法の第三次改正については，知財専門家や学者を含めた20のチームを組織し，次の点について研究中である。①出願手続きの簡素化，②特許要件，保護対象および進歩性判断基準の見直し，③侵害判断基準の見直し，④間接侵害の制定，⑤無効審判と侵害訴訟の連携見直し

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

(侵害訴訟における無効判断), ⑥先使用権の拡大(生産量が特許出願時点の生産能力に限定されている点を見直し)。2006年春に研究結果が出る予定であり, 訪問時点では詳細な法改正の内容は示されなかった。

中国で生まれた発明については, 専利法第20条の規定により, 中国企業の資本が外国と中国の合弁か, 外国独資かにかかわらず, まず中国に出願しなければならない。また, 日本企業への予約承継の契約がある場合も, 中国を第一国とする必要がある。ルールに違反した場合の処罰規定は, 専利法には明示がなく, 質問したがはっきりしないようである。

出願人は, 他国の審査情報を「意見陳述書」で提出できる。審査官は, 専利法第36条第2項, 審査指標第2条の規定に従って, 裁量の範囲内で情報を参考にする。一方, 審査官は情報を要求する権利があり, 出願人が要求された情報を提供しなかった場合, 審査官は出願取下げと考えて処理できる。

登録公告までの期間, 何人でも第三者の出願への情報提供ができる。審査官は, 専利法実施細則第48条, 審査基準第2第8章4.9節の規定に従って, 裁量の範囲内で情報の採用を決める。なお, 専利事務所によると, 写真等の添付も可能で, 実務上対応しているとのことであった。

4. 2. 3 北京市高級人民法院

北京市高級人民法院は, 日本の高等裁判所に相当し, 知財権についての事件も取り扱っている。知財権の事件は, 原則として, 第一審を中級人民法院で審議し, 第二審をこの高級人民法院で審議する。最近の第一審への訴訟件数は, 拒絶査定不服審判系が10件台, 特許・実案・意匠の無効審判系が200件台である。また, 訴訟における最近の平均取消率は約20%である。

特許請求の範囲の解釈は, 専利法第56条によりなされ, 侵害事件の50%以上が特許請求の範

囲の解釈に関する案件である。均等論については, 2001年6月の「最高人民法院による若干の司法解釈」の第17条により法律根拠ができた。間接侵害に関する法律的な根拠は, 中国全土の範囲としては存在しない。但し, 「北京市特許侵害問題判定の若干意見」の第73条～第80条に間接侵害が規定されており, 北京市に対しては間接侵害が有効である。共同侵害の概念があり, 直接侵害者の手助けをした場合は共同侵害となる。不完全利用については, 「北京市特許侵害問題判定の若干意見」の第41条に規定があるが, 実務的には均等論を適用する。

特許と実用新案を二重出願した場合に後願の特許が取り消された例が, 2002年北京市中級人民法院の判決(不服審判を取り消した例)であったが, これは専利法第9条に基づく判断である。同じ考案が特許と実用新案で権利化されるのは法理に反する。今後は, 北京市だけでなく, 全国でも採用されるだろうとのことであった。

公証した証拠を裁判所は採用するが, 反対の証拠がある場合は除かれる。合法性, 真正性が求められる。中国国外で作成された書証は, 作成国で公証し, 中国領事館で認証してもらう必要がある。

中国で仮処分手続きをするには, 管轄権のある裁判所に提訴する。手続きは, 書面の提出, 証拠, 特許権が有効か, 特許証, 明細書, 実用新案では検索結果証明書, 侵害された製品と技術的特徴, 担保等が必要になる。当事者双方を法院に呼び技術面の比較検討をする。裁判所は, 仮処分が被請求人に大損害を及ぼすので, 仮処分に対して非常に慎重である。実際に仮処分が行われたのは, 北京では著作権侵害と商標権侵害に対する2件のみである。

4. 2. 4 JETRO北京センター知的財産権部

JETRO北京センター知的財産権部は, 2001年4月に発足し, 知的財産に関する各種研究,

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

情報の収集・分析・提供、関係者に対する助言や相談、広報・啓蒙活動、取締りの支援等を行っている。

模倣品取締りの実情として、常設されている展示室では、約40m²のスペースに、JETROにて発見・購入したもの等、約180点が陳列され、その被害の把握・対応の難しさを物語っていた。

4. 2. 5 国家工商行政管理総局(SAIC) 商標局

SAIC商標局は、商標登録業務や関連する規則制度の制定、地方の工商行政管理局の指導等を通して中国市場の監督・管理を行う機関である。中国は新しい企業も増えているので、商標の出願量が急激に増加している。ここ3年間は、出願件数が世界最多であり、2004年は58万8千件であった。2005年は更に増加し、出願件数が60万件を越える見込みである。

SAIC商標局では、このような商標出願件数の増加に対し、①コンピュータ利用による出願処理の自動化、②審査官の教育、③人員の増強を推進している。

SAIC商標局では、新しい審査基準を2005年12月からインターネットで公開している。

2003年よりウェブサイトで商標公報を閲覧できるようになった。また、①登録商標の検索、②商標登録出願、③費用納付をオンラインでできるようにシステムを作成中である。特に、①登録商標の検索については、2006年の初めには公開できる予定で、英語と中国語の両方の言語で検索可能であり、図形商標も分類コードを入力して検索することができる。

ウェブサイトに「著名商標の認定と保護に関する規定」が載っており、著名商標として保護を受けるために必要な書類について詳しく記載されている。

4. 2. 6 法律・専利事務所

ロヴェルズ外国法事務所弁護士事務所と中原信

達知識産権代理有限公司を訪問した。

専利法実施細則第77条に規定された職務発明に対する報奨規定は国有企業にのみ適用され、民間企業には適用されない。民間企業は独自の報奨規定を設定することができる。中国資本の民間企業では、これまでに報奨を要求された事件があるが、外国資本との合弁企業では報奨を要求された事例はない。これは、ほとんどの合弁企業において、雇用契約で報奨について明確に規定しているためと考えられる。

他国の審査結果は中国での審査において参考とされる。中国の審査官はEPの審査結果を重要視している。中国では、クレームが日米欧よりも狭く限定される傾向があるので、実施例を増やし、実施例中にクレームを広げる記載を加えるとよい。面接はあまり好まれず電話で審査官に説明することが多い。

中国では、デッドコピーに関する規定がないので、形態模倣については、商業秘密で対応している。また、法律施行前に発生した模倣行為は追及できない。

法廷内での当事者による記録は、裁判官の裁量と相手方の許可があれば可能である。記録を取ることにについては、開廷前に申し込みをすることが必要である。ビデオについては認められない。

5. おわりに

本研修は、特許庁、司法機関、企業など個人ではなかなか訪問できないところを訪問できたうえ、訪問先では熱心に対応頂けたので、有意義な研修であった。

2005年3月から10月まで事前研修として、各グループに分かれて各訪問機関に対する質問書の作成を行い、この質問書を事前に訪問先へ送付しておいたので、ほとんどの訪問先ではこの質問所に沿った形で説明があり、その後の質疑も効率よく行われ、限られた時間の中で訪問先

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

の知財事情を広く研修する目的において満足すべき成果が得られた。また現地の知財関係機関を訪ね知財関係者と会い、直接話を聞き質疑を行うことができたことは、知財部責任者から中堅部員、特許事務所弁理士と多彩な顔ぶれからなる各研修参加者にとっては無形の財産として今後の知財業務遂行に大きくプラスに働くものと思われる。

今回の事前研修、現地研修及び事後研修を通じ、同じ知財業務に携わる団員相互が知り合え

た点も、各参加者の今後にプラスとなろう。

急速に変貌を続けていくであろうアジア諸国・地域の知財事情を学ぶこの研修は、今後も継続、拡大し、発展することが望ましいと判断する。

最後に、研修団のために、貴重な時間を割いて応対して下さった各訪問機関の方々、訪問機関のアレンジをお世話頂いた窓口関係者、通訳者に深く感謝申し上げます。

(原稿受領日 2006年2月21日)

